# 三原市おためし地域おこし協力隊募集要項

## 1　趣旨・目的

三原市では、隊員、地域、行政の３者が協力隊の制度や活動を理解し合い、隊員が意欲的に活動できる環境づくりをめざしています。

「おためし地域おこし協力隊」は、着任後のミスマッチを防ぐため、地域おこし協力隊応募希望者を対象に、おためしで協力隊を体験できるツアーを開催するものです。

## 2　おためし地域おこし協力隊ツアー概要

活動内容の説明や、活動地域の視察、現役隊員・地域関係者との交流などを基本に、協力隊応募希望者との事前ヒアリング（オンライン面談）でチャレンジしたい内容を聞き取りした上で組み立てます。

⑴ 行程（例）

| １日目 | ２日目 | ３日目 |
|---|---|---|
| ・オリエンテーション<br>・制度説明<br>・チャレンジ内容聞き取り<br>・協力隊員との懇談<br>（市内宿泊） | ・協力隊活動現場の見学<br>・受入団体や地域との交流<br>・市内案内、生活環境体験<br>（市内宿泊） | ・あなた自身の協力隊活動提案、意見交換 |

⑵ 開催日時

令和７年８月 18 日（月）～令和７年９月 19 日（金）の希望する日で２泊３日

⑶ 参加費

無料

※宿泊費は市が負担します。（市が指定する宿泊施設（ホテル・旅館・ゲストハウスなど）を利用）

※交通費・食費は自己負担となります。

※１泊での参加も可能です。その場合、宿泊費・交通費・食費全て自己負担となります。

⑷ 募集人数

10 名

⑸ 注意事項

ア　応募人数が多い場合は、選考により参加者を決定させていただきます。

イ　事前ヒアリング（オンライン面談）の日程等については、応募者に個別に連絡します。

ウ　他の参加者と一緒にアテンドさせていただく可能性があります。

エ　ツアー中の移動は、市の公用車に同乗していただきます。

## 3　応募条件

⑴ 地域おこし協力隊の特別交付税措置に係る地域要件を満たしており、隊員に決定後、生活の拠点と住民票を三原市に移すことができる方、または本市以外で地域おこし協力隊員として同一地域における活動が２年以上かつ、解嘱から１年以内の方

※条件に適合するかどうかは国の地域要件確認表で確認いただくか、お問い合わせください。

（総務省ＨＰ）https://www.soumu.go.jp/main_content/000847999.pdf

⑵ 三原市に定住及び定着する意思のある方

⑶ 地域おこし活動に意欲があり、地域住民、関係団体とともに積極的に活動ができる方

⑷ 普通自動車運転免許を持っている方

⑸ パソコンの操作（文書作成・表計算、ＳＮＳでの情報発信）ができる方

⑹ 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当しない方

## ４　着任までの流れ

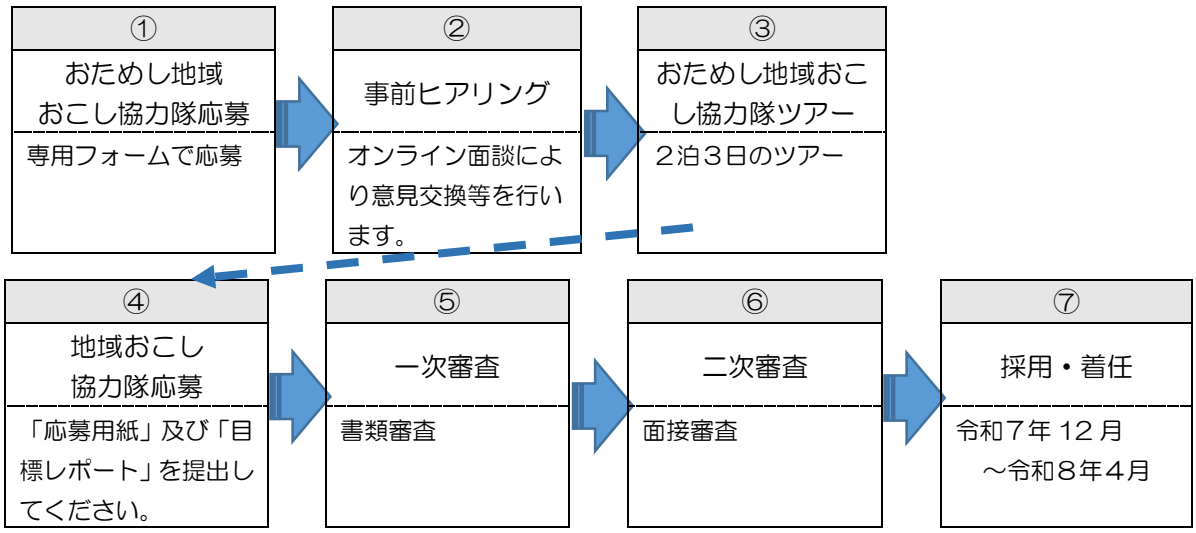


## ５　応募手続き

⑴ 応募期限

令和７年７月 31 日（木）

※応募状況によって、予定を繰り上げて受付を締め切る可能性があります。

⑵ 応募方法

次の応募フォームからご応募ください。

※送信後、「問い合わせ先」へ電話又はメールにてご連絡ください。

【応募フォーム】

https://logoform.jp/form/UQ6D/1049185

（ＱＲコード）

## ６　問い合わせ先

〒723-8601

広島県三原市港町三丁目５番１号

三原市経営企画部地域企画課企画調整係

電　話：0848-67-6011

Ｆａｘ：0848-64-7101

メール：chiikikikaku@city.mihara.hiroshima.jp

（欠格条項）

第十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者